

第 2 期 甲府市スポーツ推進計画【概要版】

第 1 章 スポーツ推進計画策定の考え方

1. 策定の趣旨

甲府市（以下、「本市」という。）では、平成 26 年 3 月に「甲府市スポーツ推進計画」を策定し、「だれもが いつでも 身近にスポーツに親しむまち」の基本理念のもと「子どもの運動機会の充実」、「ライフステージに応じたスポーツ活動の推進、環境整備」、「競技力の向上」及び「地域に活力をもたらすスポーツ環境づくり」の 4 つの基本目標を掲げ、「生涯スポーツ社会」の実現に向けたスポーツ環境づくりに取り組んできました。

本計画は、これまでの取組みを基本に据えつつ、国の「第 3 期スポーツ基本計画」や「山梨県スポーツ推進計画」を参酌し、スポーツを取巻く環境の変化等に対応しながら、本市が目指す生涯スポーツ社会の実現に向けた方向性を明らかにすることを目的に策定するものです。

また、本計画の策定に合わせ、これまで別に策定していた「甲府市スポーツ施設整備基本方針（平成 30（2018）年 3 月策定）（以下「整備基本方針」という。）」を本計画に統合するものとします。

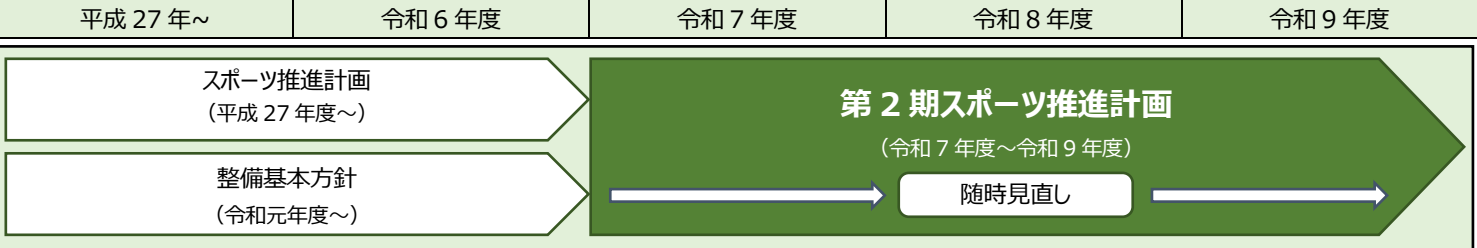
2. 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法（第 10 条第 1 項）に規定されている「地方スポーツ推進計画」であり、「だれでも」、「どこでも」、「いつでも」、「いつまでも」スポーツに親しみ、スポーツを「する」「みる」「ささえる」という様々な形態での自発的な参画を通して、楽しさや喜びを感じることのできる「生涯スポーツ社会」を実現するために、本市が取組むスポーツ施策の方向性を明らかにするものです。

3. 計画期間

本計画は、国スポーツ基本計画及び山梨県スポーツ推進計画の計画期間が令和 8 年度までを計画期間としていることを踏まえ、令和 9 年度までの 3 年間を計画期間とします。

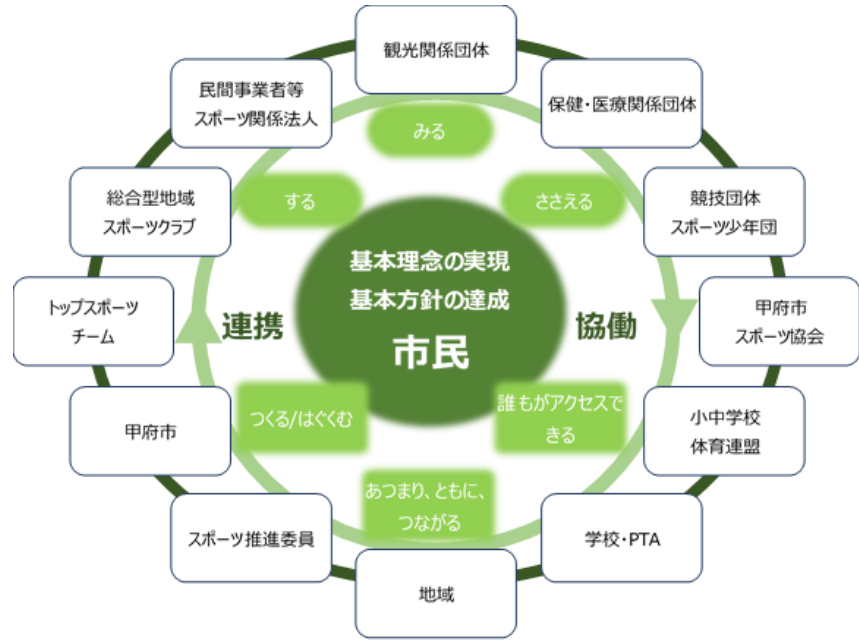
なお、本計画は、計画期間中においても今後の国や県の動向等を踏まえながら、随時見直すものとします。。



4. 計画の実現に向けた連携・協働体制

第 3 期スポーツ基本計画では、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現するためには、「つくる/はぐくむ」、「あつまり、ともに、つながる」、「誰もがアクセスできる」の 3 つの新たな視点が必要であるとしています。

本計画で定める基本理念の実現と基本方針の達成に向け、上記の視点を踏まえつつ市民の皆様をはじめ、スポーツ協会やスポーツ推進委員、学校、民間企業、関係団体等の多様な主体との連携・協働により、計画の実現を目指します。



第 2 章 スポーツを取巻く現状と課題

1. 国の方向性

令和 4（2022）年 3 月に国が策定した「第 3 期スポーツ基本計画」では、令和 8（2026）年度までの 5 年間を計画期間において、スポーツの価値を高めるため、「新たな 3 つの視点」から、第 2 期スポーツ基本計画で掲げている「する」、「みる」、「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すとしています。

第 3 期 スポーツ基本計画新たな 3 つの視点		
つくる／はぐくむ	あつまり、ともに、つながる	誰もがアクセスできる
社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し・改善し、最適な手法・ルールを考え、作り出す。	様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、課題の対応や活動の実施を図る。	性別や年齢、障がい、経済事情等の違いによって、スポーツ活動の開始や継続に差が生じないような社会の実現や機運の醸成を図る。

2. 山梨県の方向性

山梨県は、令和 6 年 3 月に「だれもが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる豊かなやまなしをつくる～ 「する」「みる」「ささえる」スポーツのさらなる推進！」を基本理念とした「山梨県スポーツ推進計画」（令和 6 年度～令和 8 年度）を策定し、次の 5 つの基本方針のもと 13 の政策項目を掲げています。

基本方針Ⅰ 子どものスポーツ機会の充実 基本方針Ⅱ 身近にスポーツを楽しむ習慣の定着 基本方針Ⅲ スポーツによる共生社会の実現	基本方針Ⅳ 自らの可能性に挑戦する選手への支援 基本方針Ⅴ スポーツによる経済の好循環
---	--

3. 本市の状況

次の（１）～（１２）の項目で、本市の現状と課題を整理します。

（１）人口推移 （２）コロナ禍を踏まえた対応 （３）市民ニーズの多様化 （４）部活動の地域展開 （５）スポーツ・インテグリティの確保 （６）SDGs の推進	（７）トップスポーツクラブの活躍 （８）KOFU NEXT ACTION （９）全国レベルのスポーツ大会等の開催 （１０）健康都市宣言（健康都市こうふ基本構想） （１１）生涯学習都市宣言（生涯学習ビジョン） （１２）スポーツ施設の再整備
---	---

4. これまでの取組み

本市では、甲府市スポーツ推進計画（平成 26 年 3 月策定）に基づき、同計画の基本理念である「だれもが いつでも 身近に スポーツに親しむまち」のもと、「1 子どもの運動機会の充実」、「2 ライフステージに応じたスポーツ活動の促進、環境整備」、「3 競技力の向上」及び「4 地域に活力をもたらすスポーツ環境づくり」の 4 つの基本目標の達成に向け、次の取組みを実施してきました。

基本目標 1 子どもの運動機会の充実（24 事業） 基本目標 2-1 ライフステージに応じたスポーツ活動の促進（35 事業） 基本目標 2-2 環境整備（10 事業） 基本目標 3 競技力の向上（6 事業） 基本目標 4 地域に活力をもたらすスポーツ環境づくり（11 事業）

5. 市民意識

本計画の策定にあたり、健康やスポーツに関する市民の意識や意見を把握することを目的に「市民意識実態調査アンケート」を令和 6 年 3 月に実施しました。調査は、住民基本台帳より、無作為に抽出した 18 歳以上 80 歳未満の市民 2,000 人を対象に行い、うち、734 人の方に回答いただきました。（回答率：36.7%）

アンケート結果の詳細は、下記 URL または右の QR コードよりご確認ください。

<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/sports/documents/anke-to.pdf>



第3章 本計画の基本的な考え方

1. スポーツの定義

スポーツ基本法の前文冒頭において、スポーツは、「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体的活動」であり、「生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なもの」とされています。

本計画における「スポーツ」とは、競技としてルールに則り、他者と競い合う競技スポーツや学校の体育・運動部活動はもとより、健康づくりや介護予防などのために行う散歩やウォーキング、体操、サイクリング、通勤・通学時の徒歩や自転車利用・階段利用といった日常生活で意識的に行う身体活動のほか、レクリエーション活動、野外活動、鬼ごっこ、乳幼児の遊びなど、楽しみながら体を動かすことを含む幅広いものとして定義するものとします。

また、ストリートカルチャーであるスケートボードやブレイキンなどの種目については、オリンピック種目にも採用されるなど、スポーツ基本法における「個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」に当てはまることから、本計画における「スポーツ」に含むものとします。

更に、第3期スポーツ基本計画に従い、スポーツとして「する」、「みる」、「ささえる」、「つくる／はぐくむ」、「あつまり、ともに、つながる」、「誰もがアクセスできる」、あらゆる形態をすべて「スポーツ」として捉えるものとします。

なお、スポーツにおけるDXの推進を進める一方で、デジタル技術を活用した新たなスポーツ（e-sports・AR-sports等）については、今後の民間連携による施策への活用を検討しつつ、国や山梨県の動向を注視する中で取扱いを定めていくものとします。

2. 基本理念

平成26年3月に策定した推進計画では、「だれもが いつでも 身近にスポーツに親しむまち」の基本理念のもと「子どもの運動機会の充実」、「ライフステージに応じたスポーツ活動の推進、環境整備」、「競技力の向上」及び「地域に活力をもたらすスポーツ環境づくり」の4つの基本目標を掲げ、「生涯スポーツ社会」の実現に向けたスポーツ環境づくりに取り組んできました。

本計画では、これまでの取組みを基本に据えつつ、次の基本理念を掲げ、「誰もが」、「どこでも」、「いつでも」、「いつまでも」スポーツに親しみ、スポーツを「する」「みる」「ささえる」という様々な形態での自発的な参画を通して、楽しさや喜びを感じることのできる「元気つながるまち（元気Cityこうふ）」を目指した取組み推進するものとします。

スポーツでつながる“元気Cityこうふ”
～「誰もが」「どこでも」「いつでも」「いつまでも」～

3. 基本方針

基本理念の実現に向けて次の基本方針を定めます。

基本方針1	子ども運動機会の充実
子どもにとって、スポーツは豊かな人間性を育む基礎となり、「生きる力」を身に付ける重要な要素になります。	
地域全体で子育て・子育てを応援する機運の醸成を図り、多様な主体と連携・協力しながら、次代を担う子どもたちのスポーツへの関心を高め、可能性を引き出し、夢や希望を持って健やかにたくましく成長していけるよう後押しするため、子どもの運動遊び、スポーツ活動及び地域クラブ活動を推進します。	

基本方針2	ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
スポーツは、市民のライフステージやライフスタイルに応じて常に変化し続けており、市民のスポーツに対するニーズも年々多様化しています。	
多様化する市民ニーズに対応しつつ、市民が生涯にわたり身近にスポーツ活動を楽しむことができるよう、生涯スポーツの推進とスポーツ環境の向上を図るとともに、性別、年齢、障がい等の有無、国籍などにかかわらず、全ての人が分け隔てなく、共にスポーツに参加し、互いに支え認め合いながらスポーツを楽しむことができる共生社会の実現を目指します。	

基本方針3	スポーツによる地域の活性化
スポーツを通じた地域活動により、市民の活力が引き出され、地域コミュニティの活性化が図られることで活力あふれる甲府の未来創りに繋がっていくことが期待できます。	
本市の強みである、四季折々の豊かな自然と都市機能が融合した、スポーツ・アウトドアによる新たなスポーツツーリズムの創出によるスポーツを通じた産業振興と地域スポーツ活動の推進等による地域の活性化を目指します。	

基本方針4	スポーツ施設の再配置
スポーツ基本法では、市民が身近にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設の整備と運用改善に努めるとともに、施設の安全確保、障がい者等の利便性の向上を図るよう努めなければならないとしています。	
甲府市公共施設等総合管理計画（平成28（2016）年策定）に基づき、公共施設等マネジメント ^{※1} の観点から、施設総量の適正化、施設の長寿命化及びPPP ^{※3} /PFI ^{※4} の導入等による整備と管理運営の効率化に取組みます。	

※1 公共施設等マネジメント：本市が保有する公共施設等の状況を把握し、経営的かつ長期的な視点で再配置や低未利用資産の利活用を図り、財政支出の削減等を図る一連の取組みのこと。

※2 PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）：公民連携：公民（行政と民間）の連携・協働により、公共施設の整備や公共サービスの提供等を行うこと。これまで、本市が実施してきた公共施設の整備等に、民間の知恵やアイデア、資源（資金）や技術、ノウハウを最大限に発揮させることで、施設整備費の縮減や公共サービスの向上、施設の有効活用、事業の効率化を目指すもの。

※3 PFI（パート・ファイナンス・イニシアティブ）：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、管理運営等の効率化やサービス向上を図る公共事業の手法。

第4章 スポーツ推進方針

基本方針1 子ども運動機会の充実

施策	取組方策
（1）子ども運動遊びの推進	① 運動遊びのきっかけ創り ブレイリーダーの育成、施設の利用促進と安全確保、運動遊びに親しむ機会の拡充、公立保育所との連携 他 ② 親子参加機会の拡充 親子運動機会の拡充 他
（2）子どもスポーツ活動の推進	① 運動スポーツ機会の拡充 市内大学との連携、多様な遊びや運動体験の充実 他 ② スポーツ少年団活動の促進 参加機会の拡充、部会大会の開催、施設使用料（照明使用料）の減免 他
（3）地域クラブ活動の推進	① 学校部活動の地域展開 生徒・保護者・指導者のニーズ把握、合同部活動の推進、施設運営の効率化、新たな財源の確保、システムの構築、圏域連携 ② 持続可能な運動機会の創出（地域クラブの運営） 多様なスポーツ体験機会の拡充、成果発表機会の創出、指導者の確保と質の向上、持続可能な運営体制の構築

基本方針2 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

施策	取組方策
（1）生涯スポーツの推進	① 運動・スポーツ機会の創出 初心者向けスポーツ教室の実施、高齢者向けイベントの実施、ウォーキングの普及促進、市民体力テストの実施、市民ニーズの把握、スポーツ表彰制度の創設、財源確保策の検討、熱中症対策の強化 他 ② 元気Cityこうふの推進（健康づくりの推進） 人の健康づくり、地域の健康づくり、まちの健康づくり、軽スポーツの推進、文化事業との連携、運動・スポーツの場の提供、まなび奨励ポイントの付与 他

（２）スポーツ環境の向上	① 競技力の向上 市民体育大会、競技団体との連携、選手の強化育成、国・県等との連携、指導者の確保と資質向上、補助金の交付 他 ② アクセシビリティの向上 市有施設の開放、民間施設等の活用、地域資源の活用、スポーツ用具の貸出、発信情報の拡充、情報誌の発行
（３）スポーツによる共生社会の実現	① ユニバーサルスポーツの推進 パラスポーツの推進、スポーツによる国際交流、女性スポーツ機会の創出、ボランティアの育成・支援 ② 新たなスポーツ機会の創出 アーバンスポーツの推進、デジタル技術の導入 他

基本方針３ スポーツによる地域の活性化

施策	取組方策
（１）スポーツを通じた産業振興	① 国民スポーツ大会等の開催 大会運営等の効率化 ② スポーツツーリズムの推進 スポーツツーリズムの推進
（２）地域スポーツの活性化	① 地域スポーツ活動の推進 ライフスポーツ市民大会、市民運動会事業（30 地区）、市民スポーツ祭事業（地区大会、ブロック大会）、ライフスポーツ推進事業、生涯学習事業との連携、担い手の育成 ② プロスポーツとの連携 スポーツホスピタリティの普及、スポーツに触れる機会の創出、トップアスリートや多様な団体との連携

基本方針４ スポーツ施設の再配置

（１）対象施設

No	施設名称	所在地	運営形態	配置形態	避難所指定
1	学校施設（体育館・グラウンド・柔剣道場・テニスコート）	市内全域	直営	単独	○
2	緑が丘スポーツ公園	緑が丘 2 丁目 8 番 1 号	指定管理	単独	○
3	青葉スポーツ広場	青葉町 19 番 1 号	指定管理	単独	○
4	東下条スポーツ広場	東下条町 243 番地 1	指定管理	単独	-
5	中道スポーツ広場	下向山町 946 番地	直営	単独	○
6	旧相生小学校（南庁舎体育館・多目的広場）	相生 2 丁目 17 番 1 号	直営	複合	○
7	旧穴切小学校（西庁舎体育館・グラウンド）	宝 2 丁目 8 番 19 号	直営	複合	○
8	旧富士川小学校グラウンド	中央 3 丁目 3 番 1 号	直営	複合	○
9	旧上九一色小学校（体育館・グラウンド）	古関町 1321 番地	直営	複合	-

（２）公共施設等マネジメントの推進

① 施設総量の適正化

- スポーツ施設がより多くの市民に活用してもらえるよう、利用形態や時間帯などの運営の改善を図ります。
- 低利用となっている旧上九一色小学校のグラウンド及び体育館の機能廃止を進めます。
- 北部幼児教育センターの芝生広場や、リサイクルプラザのプール、勤労福祉センター体育館及び健康の杜センター（アネシス）のトレーニングルーム等、他部局が所管する施設の有効活用を検討します。
- スポーツ施設は、専門的な競技施設としての機能を維持することを基本とし、再整備にあたっては、多目的・多用途に利用できる汎用性の高い施設に再整備します。
- 都市公園や河川等の自然空間の利用に係るパークマネジメント部署と連携し、スポーツにアクセスできる環境向上に努めます。
- 市有のスポーツ施設だけでなく、県有施設、大学施設及び民間スポーツ施設などの既存ストックにより賄うことができる機能を最大限共有できるよう、多様な主体との連携強化により持続可能なスポーツ環境の確保・充実を図ります。
- 緑が丘スポーツ公園の再配置にあたっては、別に策定している「緑が丘スポーツ公園施設整備基本計画」との整合性を図り、施設総量の最適化を図ります。
- 学校施設の再整備にあたっては、学校施設環境改善交付金の活用を検討します。

② 施設の長寿命化

- 再整備にあたっては、耐震化、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した改修工事を年次的に進め、スポーツ施設の機能向上と現有施設の利活用を図ります。
- 体育館施設の LED 化と空調設備の新設を推進します。
- 災害発生時における施設の有効活用を見据え、グリーンインフラやフェーズフリーに配慮した整備を行うほか、ゼロカーボンシティの実現に資する GX を推進します。
- スポーツだけでなく、地域や家族ぐるみの多様な活動にも配慮し、利用者にとって魅力的な施設となるような環境整備に努めます。
- 「甲府市自主点検マニュアル」に従い、毎月の日常点検と、半年に 1 度の定期点検を実施するほか、定期的な樹木点検を実施し、市民の安全確保に向けた予防保全を徹底します。
- 指定管理者モニタリングマニュアル等に従い、定期的に利用者の満足度調査を実施する中で、市民ニーズを把握しながら、今後の施設の配置や必要となる機能等を検討します。
- 甲府市学校施設長寿命化計画との整合性を図り、学校施設の長寿命化を進めます。

③ 管理運営の効率化

- 「使用料・手数料の見直しに関する基本的な考え方」に基づき、受益者負担の原則の観点から、利用者与非利用者との間に不均衡が生じることの無いよう、施設利用料及び照明使用料を随時見直します。
- 整備にあたっては、各種補助金や交付金の活用を図るほか、クラウドファンディング等による新たな財源確保に努めます。
- 再整備にあたっては、イニシャルコストに捉われることなく、整備後の維持管理、更新費用及び解体費までを見据えた LCC 縮減と平準化の観点から再整備を行います。
- 本市スポーツ施設や学校施設に AED（自動体外式除細動器）を配備し定期点検を行うとともに、施設管理者等が AED を適切に使用できるよう、関係者の普通救命講習受講を推進します。
- 利用運営委員会の施設の予約・日程調整業務や、管理指導員による鍵の貸出し業務等の効率化を図るため、ICT の活用や DX の推進など効率のかつ持続可能な管理運営に向け調査研究を進めます。
- 施設の稼働情報や利用情報の一元化、利用者のモニタリング結果等の情報を集約する中で、施設の管理運営を包括した「包括管理委託」の導入可能性について調査研究を進めます。
- スポーツ課が所管する施設の管理運営の効率化に向け、民間連携の導入可能性を調査します。

第5章 計画の推進体制

1. 推進体制

本計画の推進にあっては、本市とともに、今後のスポーツ施策を展開していくうえで中心となるスポーツ協会、スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブそれぞれが役割を担いながら、相互に連携して取組むものとします。

(1) 市の役割

本計画を策定し、計画に基づく事業の実施及び進捗管理、他所管・関係団体との調整を行います。
指定管理者と連携し、スポーツ施設の整備・安全確保を行います。

(2) 甲府市スポーツ協会の役割

本市における各種体育・スポーツ団体を統括しアマチュアスポーツを振興し、市民の体力の向上を図るとともに、スポーツ精神を養うことを目的として設立された甲府市スポーツ協会（昭和 24 年 9 月設立、令和 2 年 4 月名称変更）は、本市スポーツ施設の管理運営や、次の事業を行う中で幅広いスポーツ・レクリエーションの普及・振興に努めています。

(3) スポーツ推進委員の役割

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法の第 32 条第 2 項に基づき、甲府市教育委員会が委嘱するもので、甲府市スポーツ推進委員に関する規則（昭和 37 年 4 月 1 日規則第 3 号）に基づき、次の職務を行うなかで、地域のスポーツ団体や関係団体との連携を図り、地域の中でのコーディネーターとしての役割を担っています。（定数 60 人以内、令和 6 年度末現在 37 名）

(4) 総合型地域スポーツクラブの役割

- スポーツ基本法の第 21 条及び 22 条※で規定されている「総合型地域スポーツクラブ」は、身近な場所でいつでも、また、子どもから高齢者、障がい者まで、誰でも気軽にスポーツや文化活動を楽しめる場として、地域住民等が主体となって運営するものとされており、地域スポーツや地域コミュニティの中心としての役割を担っています。
- 国及び JSPO は、総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度の運用を開始し、制度を通じて、総合型クラブの質的な向上を図るとともに、総合型クラブと地方公共団体等との連携による地域課題の解決に向けた取組を促進するとしています。
- 総合型地域スポーツクラブが、より公益性の高い社会的な仕組みとして永続的に充実した活動が行えるよう、2022（令和 4）年度から登録・認証制度が開始されたことから、総合型クラブの運営方法など質的向上を図り、地域スポーツを推進する体制を充実していく必要があります。
- 総合型地域スポーツクラブは、身近な場所で、いつでも、誰でも気軽にスポーツができる場であり、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）特徴を持ち、地域スポーツや文化活動の中心となる存在です。
- 本市の総合型スポーツクラブは、ヴァンフォーレスポーツクラブ、U-sportsclub 及びバスケットボールスターズの 3 団体です。（令和 6 年度末現在）

(5) 取組方策

施策	取組方策
A スポーツ協会との連携	○ 競技団体の育成強化を図ります。 ○ 競技力向上の推進（指導者の育成強化）を図ります。 ○ 生涯スポーツを推進します。（イベント・教室の開催、啓発事業、広報活動の充実） ○ 地域スポーツの充実を図ります。（市民運動会、市民スポーツ祭、ライフスポーツ推進事業） ○ スポーツ大会を開催します。（市民体育大会・ライフスポーツ市民大会等） ○ スポーツ少年団の育成強化を支援します。（指導者講習会、母集団講習会） ○ スポーツ教室の充実を図ります。（なぎなた教室、太極拳教室、ヨガ教室、バスケットボール教室、ゴルフ教室、ラージボール卓球教室、ボッチャ体験教室 等） ○ 協会自主事業の実施を支援します。（サッカー教室（子ども・大人）、テニス教室、ソフトテニス教室、弓道教室、野球教室、スポーツフェスティバル 等）
B スポーツ推進委員との連携	○ 地域スポーツ活動の推進役を担うスポーツ推進委員の活動の充実を図るため、研修会等への参加を促進し、市民の多様なニーズに幅広く対応できる知識の習得や指導力の向上を図ります。 ○ スポーツ推進委員が地域のスポーツに対するニーズや価値観の多様化に応え、地域スポーツのコーディネーターとして活動できるよう、様々な情報共有を行います。 ○ 地域スポーツの一層の推進を図るため、現在の欠員状態を解消すること及び若い世代の増員を図るなど、活動をより多様化させるための取組みを支援します。 ○ 県の研修会や関東研究大会、全国研究協議会等への参加を支援します。 ○ スポーツ推進委員の活動の周知徹底、PR に努めます。 ○ スポーツ推進委員との連携により、地域クラブ活動の推進を図ります。
C 総合型地域スポーツクラブとの連携	○ 総合型地域スポーツクラブとの連携により、地域クラブ活動及び施設運営の効率化を検討します。 ○ クラブ設立を希望する団体に対しては、県と連携し、クラブの概要・理念・運営方法等の指導・助言、育成アドバイザーの派遣等を支援します。 ○ 広報活動や指導・助言を行うなどクラブの設立を支援します。 ○ 総合型クラブと行政の連携を目的とした情報交換会・研修会を開催し、総合型クラブの相互理解や質的向上に取組めます。 ○ 各クラブの認知度向上に向けて、市ホームページ等で情報発信を行うなどクラブの安定的な運営に関する支援を行います。 ○ 市有施設における総合型地域スポーツクラブの夜間照明施設使用料を減免（無料化）し、総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。

第2期 甲府市スポーツ推進計画

甲府市教育委員会

住所 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目 18 番 1 号

電話 055-223-7325（教育委員会 生涯学習室 スポーツ課）

URL <http://www.city.kofu.yamanashi.jp>